

令和 5 年度

行政視察報告書

大船渡市議会 教育福祉常任委員会



# 教育福祉常任委員会行政視察概要

- 1 視察年月日 令和5年8月21日（月）～ 23日（水）
  
  - 2 視察先及び視察項目
    - I 兵庫県加古郡播磨町役場（8月21日）
      - 部活動の地域移行について
  
    - II あかしこども広場（兵庫県明石市）（8月22日）
      - 0歳児の見守り訪問事業（おむつの定期便）について
      - 子育てスタート応援事業について
  
    - III 兵庫県西宮市役所（8月23日）
      - 連携校型合同部活動について
  
  - 3 視察参加者 議員6名、市当局職員1名、事務局随員1名 計8名
    - 委員長 東 堅 市
    - 副委員長 菅 原 実
    - 委員 伊 藤 力 也
    - 委員 山 本 和 義
    - 委員 今 野 善 信
    - 委員 船 砥 秀 久
    - 当局職員 金 野 久 志
    - 随 行 佐 々 木 弓 子
- 

## ◎ 目 次

I 兵庫県加古郡播磨町	
1 播磨町の概要	4
2 市議会の構成等	4
3 部活動の地域移行について	5
II 兵庫県明石市（あかしこども広場）	
1 明石市の概要	10
2 市議会の構成等	10
3 0歳児の見守り訪問事業（おむつの定期便）について	11
4 子育てスタート応援事業について	13
III 兵庫県西宮市	
1 西宮市の概要	20
2 市議会の構成等	20
3 連携校型合同部活動について	21

## I 兵庫県加古郡播磨町

### 1 播磨町の概要

町制施行	昭和 37 年 4 月 1 日
人 口	34,806 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）
世 帯 数	15,580 世帯
面 積	9.13 km <sup>2</sup>
産業別人口比率	第 1 次 0.6% 第 2 次 32.0% 第 3 次 64.7%
財 政	令和 5 年度一般会計予算 12,049,749 千円 （歳入内訳：町税 46.0%、地方交付税 8.6%、国庫支出金 12.9%、町債 1.8%、その他 30.7%） 特別会計予算（4 会計） 8,304,183 千円

播磨町（はりまちょう）は、兵庫県南東部に位置し、印南野台地から流れる喜瀬川流域にまちが広がる。南は瀬戸内海に接しており、新島・東新島の 2 つの人工島がある。町の面積は 9.13 平方キロメートルと兵庫県で最も小さく、その 3 割が海を埋め立てた人工島である。これらの人工島では一般機械器具製造、化学工業を中心とする約 60 社が操業しており、東播磨臨海工業地帯の一翼を担っている。

北部には、国指定史跡である大申遺跡（弥生時代後期から古墳時代初めにかけての住居跡）があり、古代を物語る歴史のまちでもある。

### 2 市議会の構成等

- (1) 議員定数（現員数） 14 人（14 人）
- (2) 議会費（構成比） 令和 5 年度一般会計予算 130,890 千円（1.1%）
- (3) 政務活動費 一人当たり年額 12 万円
- (4) 委員会構成（現員数）
  - ・ 常任委員会 総務建設常任委員会（6 人）、厚生教育常任委員会（7 人）、議会広報公聴常任委員会（5 人）
  - ・ 議会運営委員会（6 人）
  - ・ 特別委員会 予算特別委員会（13 人）、決算特別委員会（12 人）
- (5) 議会事務局職員数 3 人

### 3 部活動の地域移行について

- 説明 播磨町教育委員会 平郡秀幸 教育長 及び 教育委員会職員  
NPO 法人スポーツクラブ 21 はりま 吉野雅文 事務局長

#### ○ 部活動の地域移行の背景

##### (1) 部活動の概要

中学校名	学級数 (うち特別支援学級数)	生徒数	部活動数	部活動 入部者数	参加率
播磨中学校	17(2)学級	564人	14部	504人	89.4%
播磨南中学校	15(3)学級	411人	11部	336人	86.2%
計	32(5)学級	975人	25部	840人	86.2%

##### (播磨中学校) 14部

軟式野球部、サッカー部、ソフトボール部、陸上競技部、ソフトテニス部(男・女)、バスケットボール部(男・女)、バレーボール部(男・女)、卓球部、吹奏楽、美術部、ESS部

##### (播磨南中学校) 11部

野球部、サッカー部、陸上競技部、ソフトテニス部(男・女)、バスケットボール部(男・女)、バレーボール部、卓球部、吹奏楽、美術部

##### (2) 部活動の現状と課題

- ・ 学級数や生徒数の減少による部活動数の減少
- ・ 部活動への参加率の低下
- ・ 顧問による専門的な指導に限界
- ・ 部活動の顧問不足
- ・ 休日の活動が難しい教職員の増加
- ・ 教職員の長時間労働(勤務時間の適正化)

競技の選択肢の少なさや指導力の問題、教師にとっても大きな負担になっているなど、部活動が持続困難な状況になっている。

##### (3) 今後の部活動の在り方(めざす姿)

- ① 中学生にとって、持続可能で適切なスポーツ環境の実現
  - ・ 生徒のニーズに応じた多種多様なスポーツ体験の提供
  - ・ 技術等の専門性のある有資格者による指導体制の確立
  - ・ 生徒、保護者にとって安全・安心に参加できる環境の構築

② 部活動の運営主体を学校から地域へ移行

- ・ 地域（NPO 法人スポーツクラブ 21 はりま）へ移行

*NPO 法人スポーツクラブ 21 はりま*

平成 12 年度に既存のスポーツ団体や体育協会などスポーツ団体を一元化し、総合型地域スポーツクラブとして設立された。

町内の体育施設の指定管理者を一手に受けており、スポーツ関連の各種自主事業を実施している。

○ 部活動の地域移行（展開）の方向性

部活動の地域移行が最終目的ではなく、あくまでそこを契機に生涯スポーツ、生涯学習社会における「新たなスポーツ・文化・芸術環境の再構築」を目標に地域移行を推進する。

○ 新たなスポーツ・文化・芸術環境の再構築に向けた対応策

(1) 運営団体である「NPO 法人スポーツクラブ 21 はりま」の機能充実

- ・ 日本スポーツ協会の登録・認証制度への登録（R 5 取得）
- ・ 認定特定非営利活動法人格を取得し、寄附者への税制優遇措置やみなし寄附金制度の採用により財源の確保を推進（R 7 申請予定）
- ・ 各種事業部（地域部活動推進事業部、指導者育成部、まちづくり部、広報部）を新設し、役割を明確にした組織へ再編（R 5. 6 月理事会承認）
- ・ 教育委員会に「地域移行コーディネーター」を配置（R 5 配置）

(2) スポーツ指導者の質の向上及び量の確保方策の確立

- ・ 日本スポーツ協会コーチ公認資格者等の有資格者を確保するため、資格取得を助成する制度を確立
- ・ 定期的（年数回）な研修会の受講を通じた資質能力の向上を推進
- ・ 適切な対価を提示することで、スポーツ指導者を確保
- ・ 熱意、指導力のある部活動顧問の教職員を確保（兼業兼職制度の活用）
- ・ 企業や大学等と連携し、優秀な指導者を確保

(3) 学校を含めた町立スポーツ施設等の確保方策の確立

- ・ 利用ルールを改正し、公平、公正のルール下での利用割り当ての実施
- ・ 施設の利用予約システムを一元管理し、地域クラブの活動場所を確保
- ・ 学校施設や社会教育施設のさらなる有効活用を促進

- (4) 大会への参加の在り方等を検討、関係機関への要請
- ア 中学校体育連盟及び競技団体主催大会への参加形態
    - ・ 合同部活動または地域クラブでの参加認可要請
    - ・ 指導者の資格要件の緩和及び資格取得に係る猶予期間の設定等の要望  
(R 5. 5月文科省へ要望)
  - イ 大会会場への引率についての要請
    - ・ 保護者または指導者での引率許可の要請
  - ウ 適切な休養日等の設定を要請
    - ・ 平日・休日と区切らず、一週間単位(16時間以内)での休養日設定への改正要請
- (5) 適切な会費・保険の在り方の検討
- ・ 生活困窮家庭への減免制度の適用
  - ・ 保護者アンケートの結果を踏まえた各クラブ会費の設定(1,500円前後)
- (6) 教職員諸制度の効果的な活用
- ・ 教職員の兼職兼業許可申請を促進
  - ・ 大会の引率などの勤務時間内での活動について、職務専念義務免除による対応での検討

#### [主な質疑応答]

- Q.** 保護者によるスポーツ少年団の活動と課題について
- A.** 小学生時代(少年団・地域クラブ)の活動種目が、中学校の部活動にない種目が多く、継続して取り組めない状況であり、生徒・保護者とも部活動顧問の専門性に満足していない状況も伺えるため、小・中学校の9年間を見据えた系統的指導体制の確立が必要と考える。
- Q.** 指導者への謝礼や練習場確保のため、保護者の負担も増えると思うが、経済的支援をどのように考えているのか。
- A.** 団体の場合は、町内中学生が全体の1/2以上の活動において、移行期間の令和5年度から令和7年度における町立施設の使用料を全額免除する。また、保険料の1/2を免除する。
- Q.** 当市では中学生は部活動と地域のスポーツ少年団の活動を並行して行っているが、地域移行の取組が始まる前、中学生はどのように活動をしていたのか。
- A.** 中学生はスポーツ少年団で活動しない。部活動か地域のリトルリーグやクラブチーム、あるいは民間のクラブで活動している。
- Q.** 中学校体育連盟と全日本軟式野球連盟の両方の大会に部活として出場するのか。

- A. 全日本軟式野球連盟には登録していない。今、指導者を入れて実施しようとしているところである。
- Q. 学校の部活動に対し、どのような問題意識を抱いているか。
- A. 同じ町内の学校でも、一方は全国大会に常に出場する部だが、もう一方は専門性がない。このように校区によって部の質が変わるのは不公平だと思う。
- 教職員の働き方改革は喫緊の課題であるが、大人の都合ではなく、「子ども First」の改革を推進していかなければならない。
- Q. 地域の指導者は保護者が中心となっているのか。
- A. 現時点で保護者はいない。地域指導者は 40 名ぐらいだが、全て競技等で資格を取得した方である。働いている方が多く、平日に指導できる方がいないことが課題となっている。
- Q. 地域移行のために、関係者との協議をどのように進めてきたか。
- A. 令和 4 年度は中学校職員説明会を 4 回、入学説明会での保護者説明会を 2 校で実施した。令和 5 年度からは「部活動地域移行コーディネーター」を教育委員会に 1 名配置し、学校と地域指導者との調整に努めている。また、運営母体である「NPO 法人スポーツクラブ 21 はりま」と月数回ほど打合せしている。
- Q. 「NPO 法人スポーツクラブ 21 はりま」の仕組みについて
- A. 当クラブは播磨町の全てのスポーツ団体、サークル登録団体、各種スポーツ協会の団体の全てを統括しており、全てのスポーツ施設を指定管理者として管理している。また、当クラブの役員は各競技の協会のトップで構成されている。
- Q. 指導者への謝金はいくらか。
- A. 1 時間当たり 1,200 円。来年度は有資格者の差別化を考えている。
- Q. 地域移行したことにより、勝利至上主義を追求するクラブもあるかと思うが、教育的観点からどのように考えるか。
- A. 競技性を追求するチームがあってもいいと思っている。逆に、同じ種目であっても楽しむためのチームをつくる必要がある。両面を持つことができないのが部活動の限界である。
- Q. 中学校は 1 学年当たり何学級あるのか。町内に 2 校だが統合はしたのか。
- A. 播磨中学校が 4 学級から 5 学級、播磨南中学校が 4 学級から 3 学級である。統合はしていない。
- Q. 「NPO 法人スポーツクラブ 21 はりま」への委託費が、令和 3 年度、令和 4 年度は 100 万円台だったが、今年度は 700 万円になっている。これは行政が地域移行の推進を予算上でも図っているということか。
- A. 行政のトップも地域移行を全面的に支援しており、国の時期に合わせるのではなく、できるだけ早くやりなさいとかなり強い指示が出ている。国の補助金も入ってくるが、町単費だけでもやるという意向で進めている。



## ○ 所感

地域移行を実施していくために、教育委員会に「地域移行コーディネーター」を配置し、地域移行の受入れ団体を一本化するなど、指導力のある体制と地域の受け皿をきちんとつくることに一生懸命取り組み、強力に進めている様子が伺えた。

人口規模は当市と同じくらいだが、面積はすごく狭く、地域特性がかなり影響していると感じられたため、そのまま当市に当てはめるのではなく、大いに参考にしながらも、当市に合った進め方はどうあるべきかをよく議論して進める必要性を感じたところである。



視察の様子



議場にて  
河野議長、神吉副議長  
と一緒に

## II 兵庫県明石市

### 1 明石市の概要

市制施行	大正8年11月1日
人 口	305,861人（令和5年4月1日現在）
世 帯 数	142,766世帯
面 積	49.42km <sup>2</sup>
産業別人口比率	第1次 0.9% 第2次 24.9% 第3次 70.2%
財 政	令和5年度一般会計予算 125,564,407千円 （歳入内訳：市税36.0%、地方交付税11.8%、国庫支出金21.3%、市債7.6%、その他23.3%） 特別会計予算（11会計） 71,132,309千円

明石市（あかしし）は、大正8年に市制施行され、その後、昭和17年に林崎村を、昭和26年に大久保町、魚住町、二見町の3町村を合併して、ほぼ現在の市域が形成された。

兵庫県南部に位置し、面積49.42平方キロメートル、東西の距離が15.6キロメートル、南北は9.4キロメートルと、東西に細長いまちである。瀬戸内海に面しており、阪神間の都市圏と播磨臨海地域、そして本州から淡路島を経て四国を結ぶ海陸交通の重要な拠点となっている。

市の東部には、日本の標準時の基準となる東経135度の日本標準時子午線が通り、「子午線のまち」としても有名である。また、古くから万葉歌人柿本人麻呂らによって多くの歌が詠まれ、源氏物語の舞台になるなど風光明媚な地である。

### 2 市議会の構成等

- (1) 議員定数（現員数） 30人（30人）
- (2) 議会費（構成比） 令和5年度一般会計予算 560,241千円（0.4%）
- (3) 政務活動費 一人当たり年額96万円
- (4) 委員会構成（現員数）
  - ・ 常任委員会 総務常任委員会（8人）、文教厚生常任委員会（7人）、生活文化常任委員会（7人）、建設企業常任委員会（7人）
  - ・ 議会運営委員会（7人）
  - ・ 決算審査特別委員会
- (5) 議会事務局職員数 15人

### 3 0歳児の見守り訪問事業（おむつの定期便）について

#### □ 説明 明石市こども局 鈴木健一 次長

#### ○ 事業の概要

地域で孤立する傾向にある0歳児養育家庭に対し、おむつなどの赤ちゃん用品と子育て情報紙を見守り支援員が毎月無料で届ける。

見守り支援員が配達する際に、定期的に家庭に関わり、見守りを行うことで、育児に関する不安や悩み、心配といった育児負担を軽減し、必要な支援につなげることを目的とし、令和2年度より実施している。

#### (1) 対象者

市内に住所を有する0歳児及びその保護者  
(DV等で住民登録がない場合でも可)

#### 0歳児を養育している家庭の特徴

- ・ 子育て中に最も不安や負担を感じる時期（特に1人目の場合）
- ・ 子供を連れての外出が困難で、家に閉じこもりがちになり、地域で孤立化したり、周囲に支援を求めにくい環境になりやすい。
- ・ 虐待の重篤な事例が最も多い時期

⇒ 育児に関する不安や悩み、心配などから誰一人取り残されることのないよう、早期の支援につなげていく必要がある。

#### (2) 配達期間

生後4か月目から満1歳の誕生日まで（最大10回配達）

#### (3) 配達する赤ちゃん用品

3,000円相当分の赤ちゃん用品

紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おしりふき、ベビーフード、ミルクの6種類（33品目）の中から2品を選ぶことができる。

#### (4) 見守り支援員

##### ア 条件

子育て経験があること（市が実施する研修を受講）

イ 役割

- ・ 赤ちゃん用品の配達
- ・ 子育て情報の提供  
月齢に合わせた子育て情報誌を、毎月届ける。
- ・ 配達先の様子の確認  
家にこもりがちになるお母さん等保護者に声掛けを行い、保護者と赤ちゃんの様子を確認する。定期的に訪問することで、家庭の様子を把握し、変化に気づくことができる。
- ・ 保護者からの相談への対応  
保護者から育児相談があれば、自らの子育て経験を通じた体験談を通じて、不安や悩みの軽減に努める。
- ・ 保護者と市の連携  
相談内容に応じて、市の子育てサービスや子育て関連施設、関係部署を紹介する。

(5) 配達状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配達件数	8,766件	26,092件	26,316件

※ 参考：令和3年度申請率 99.6%

(6) 見守り状況（令和2年10月～令和5年3月）

ア 対面状況

保護者との対面 83.3%

赤ちゃんとの対面 58.5%

※ 保護者と会えなかった場合、荷物を留守置きの上、電話・メールで状況を確認している。

イ 相談状況 61.8%（37,791件）

（相談内容）

発育・発達	26.0%	9,805件
健康・身体	23.5%	8,896件
基本的な生活習慣（食事・睡眠等）	23.3%	8,791件
家庭・生活環境	17.0%	6,428件
子育て情報	0.4%	167件
養育不安	0.1%	23件
その他	9.7%	3,681件

## 4 子育てスタート応援事業について

### ○ 子育て支援事業

#### (1) 子育て支援センター事業

- ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の推進
- ・ 子育てについての相談に関すること
- ・ 子育てに関する情報の収集及び提供
- ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

#### (2) 育児支援家庭訪問事業

産前・子育て応援ヘルパー派遣

- ・ 子育てスタート応援事業
- ・ 産前ヘルパー
- ・ 子育て応援ヘルパー

#### (3) 子育て情報発信事業

- ・ あかし子育て応援ナビ（総合サイト）
- ・ あかし子育て応援アプリ（スマートフォン向けアプリ）

#### (4) 子育て応援企業認定事業

市の子育て支援への協力や独自の子育て支援を行う企業を「あかし子育て応援企業」として認定し、その取組を市ホームページで周知する。

#### (5) こども総合支援推進事業

- ・ こどもの居場所づくり事業  
食をきっかけとした、全ての子どもたちが地域の方とつながる居場所  
＝「明石版こども食堂」づくり
- ・ 地域活動支援事業  
地域活動団体による児童健全育成活動や子育て支援活動への助成

#### (6) あかしこども広場管理運営事業

子供の健やかな育ちを総合的に支援するとともに、子供を中心とした多様な交流を創出し、子供の健全な居場所を提供することにより、次世代を担う子供の育成と子育て支援の推進を図り、明石駅前の「パピオスあかし」の5階のワンフロアに開設した。

- ア 親子交流スペース ハレハレ  
大型遊具を設置した、親子で体を使って遊ぶことができる施設
- イ 中高生世代交流施設 AKASHI ユーススペース  
中高生の活動拠点・交流スペースとして利用できる施設。ダンススタジオと音楽スタジオも併設。
- ウ にこここ保育ルーム（一時保育ルーム）  
保護者の冠婚葬祭や育児疲れ、リフレッシュなどの場合に保育士資格を持った職員が一時的に保育する施設
- エ 貸室（多目的ルーム、キッチンルーム、工作ルーム）

○ 産前・子育て応援ヘルパー派遣（育児支援家庭訪問事業）

周りから支援をうけることができない家庭で育児による大きな負担が家庭にかかる前に、訪問による支援を実施し、安心して子育てできる環境を整える。  
（援助内容）

家事援助：調理、洗濯、掃除、買い物等（日常的な内容に限る）

育児援助：授乳補助、おむつ交換補助、沐浴補助、就学前の兄弟の援助

(1) 子育てスタート応援事業

生後6か月未満の子供がいる家庭を対象に家事及び育児に関するヘルパーサービスを2時間（1時間券が2枚）無料で利用できる。

- ア 対象：生後6か月未満の子供がいる家庭
- イ 派遣期間：生後6か月の誕生日前日まで
- ウ 利用回数等：2時間（1時間券が2枚）無料

(2) 産前ヘルパー

- ア 対象：母子健康手帳の取得後で、つわりがひどいなど体調不良のため家事や育児が困難で、周りから支援を受けられない妊婦
- イ 派遣期間：母子健康手帳取得後から出産日までに20時間以内
- ウ 利用回数等：1週間に3日以内、1回につき2時間以内

(3) 子育て応援ヘルパー

- ア 対象：出産後から就学前の子供を養育中で、家事や育児に負担があるが、周りからの支援を受けられない家庭
- イ 派遣期間：出産後から子供の就学前まで
- ウ 利用回数等：1週間に3日以内、1回につき2時間以内

○ 子育てスタート応援事業の利用状況（平成 27 年度事業開始）

年度	発送件数	利用者数	利用回数	利用時間	利用率
平成 27 年	2,545 件	96 人	119 回	155 時間	3.8%
28 年	2,741 件	199 人	230 回	288 時間	7.0%
29 年	2,762 件	170 人	204 回	294 時間	6.0%
30 年	2,926 件	219 人	256 回	348 時間	7.5%
令和元年	2,650 件	167 人	195 回	272 時間	6.3%
2 年	2,720 件	127 人	154 回	204 時間	4.7%
3 年	2,849 件	131 人	153 回	212 時間	4.6%
4 年	2,671 件	130 人	151 回	202 時間	4.9%

〔主な質疑応答〕

- Q.** 0歳児の見守り訪問事業（おむつ定期便）の成果と課題について
- A.** 成果は、0歳児養育世帯の孤立化を防止し、支援が必要な世帯を早期の支援につなぐことができたことにより、児童虐待の未然防止につながったと認識している。課題は、見守り支援員の見守りのスキルアップと保護者の対面率の向上を図り、支援の必要な世帯をできるだけ早期に把握することである。
- Q.** 0歳児の見守り訪問事業（おむつ定期便）は、見守りから支援まで、どのようにつなげていくのか。
- A.** まずは雑談程度の会話から保護者との信頼関係を構築、育児に関する悩みや心配、困り事などを気軽に相談してもらい、保護者が育児の負担を一人で抱え込んだり、産後うつやノイローゼなどの体調不良に陥るような兆候があれば、市の担当部署と連携の上、早期の支援につなげていく。
- Q.** 0歳児の見守り訪問事業（おむつ定期便）の見守り支援員の助産師等の活用について
- A.** 当事業は「先輩ママによる見守り」をコンセプトにして、何でも気軽に相談してもらうことにより、保護者が育児による負担を抱え込む前に、支援やサービス等につなげることを目的としているため、助産師等の専門職の活用は考えていない。
- Q.** 子育てスタート応援券の利用状況について
- A.** 平成 30 年度の利用率は 7.5%。コロナ禍の影響もあり、令和 4 年度の利用率は 4.9%である。利用率が低調な理由は、生後 6 か月未満のため里帰り出産などでヘルパーを必要としない世帯や自宅に他人が入ることへの抵抗感、ヘルパー派遣のために自宅を片付けることへの負担感などが考えられる。

Q. 産後ドゥーラの活用について

A. 現在、活用はしていないが、ヘルパーは育児援助に関しては保護者のサポートしかできず、利用率が低いため、育児支援も1人で可能な産後ドゥーラの活用を検討する必要があると認識している。

Q. 緊急時の子どもの一時預かりはどのように対応しているのか。

A. あかしこども広場の一時保育ルームや保育園の一時預かりで対応している。事前予約もできるが、登録と利用申込を同時にできる運用にし、緊急時の対応を可能とするため、当日の枠を確保している。

## ○ 所感

0歳児の見守り訪問事業（おむつ定期便）は非常にいい事業である。保健師や助産師にしかアドバイスはできないと思っていたが、とにかく話を聞き、それを専門家につなぐという流れができています。おむつは毎日使うものなので、経済的支援としても助かっているだろう。見守りと経済的支援に対し、ある程度成果を上げることができると感心した。

「あかしこども広場」がある「パピオスあかし」は、商業施設が撤退した所に新しく造られたとのことだが、駅前で図書館を併設しており、子供が自由に遊べるスペースや飲食店もあり、かなり深く考えた先見性のある取組だと思った。



視察の様子





あかしこども広場に併設された市窓口

あかしこども広場  
フロアマップ

**あかしこども広場は、妊娠前から中高生まで幅広い年齢の子育てを地域でサポートすることを目指した総合施設です。**

**あかし子育て支援センター**  
子どもと保護者が自由に遊び、交流できる場です。子育てに関する相談や情報提供、講座などを行っています。  
対象 (プレイルーム) 0歳～小学校就学前の子どもとその保護者 (こども図書室) 小学生以下の子どもとその保護者  
開所時間 9:00～17:00  
休所日 毎月最終水曜(最終水曜が祝日・12/29～31の場合はその前週水曜)、年末年始(12/29～1/3)

**明石市ファミリーサポートセンター**  
「子育ての応援をしたい人(提供会員)」と「子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)」が会員となって、送迎や一時的な預かりなどの相互援助活動を行う組織です。  
開所時間 9:00～17:00  
休所日 毎月最終水曜(最終水曜が祝日・12/29～31の場合はその前週水曜)、年末年始(12/29～1/3)

**あかし子育て支援センター**  
子どもと保護者が自由に遊び、交流できる場です。子育てに関する相談や情報提供、講座などを行っています。  
対象 (プレイルーム) 0歳～小学校就学前の子どもとその保護者 (こども図書室) 小学生以下の子どもとその保護者  
開所時間 9:00～17:00  
休所日 毎月最終水曜(最終水曜が祝日・12/29～31の場合はその前週水曜)、年末年始(12/29～1/3)

**ここにこ保育ルーム (一時保育ルーム)**  
あかし総合窓口やこども健康センター等をご利用の際や、観光・レジャー、冠婚葬祭、育児の疲れなどの場合に、お子様を一時的にお預かりします。  
対象 生後6ヶ月以上の未就学児童  
開所時間 9:00～17:00  
休所日 年末年始(12/29～1/3) 臨時休所日(年2・3回)。日程未定。決まり次第お知らせします。HPをご覧ください。(土・日・祝日も開所します)

**多目的ルーム・キッチンルーム・明石たこ大使さかなクンのギョギョ工作ルーム**  
子ども用にしつらえた「キッチンルーム」と「明石たこ大使さかなクンのギョギョ工作ルーム」、広いスペースを自由に使える「多目的ルーム」を貸室としてご利用いただけます。  
対象 主に子育て世代や子育て支援に関心のある方  
開所時間 9:00～21:00(受付/9:00～17:00)  
休所日 毎月最終水曜(最終水曜が祝日・12/29～31の場合はその前週水曜)、年末年始(12/29～1/3)

**親子交流スペース ハレハレ**  
ポーネルド社の屋内大型遊具がズラリとそよい、子どもも大人も一緒になって遊ぶ、明石の子どもたちの新しい遊び場です。  
対象 小学生以下の子どもとその保護者(保護者同伴)  
利用時間 1回70分(1日5回入れ替え・1回定員150名)  
休所日 毎月最終水曜(最終水曜が祝日・12/29～31の場合はその前週水曜)、年末年始(12/29～1/3)

**マルチ展示スペース**  
様々な展示により明石の魅力を発信します。  
利用時間 9:00～17:00  
休所日 年末年始(12/29～1/3) 臨時休所日(年2・3回)

**ここにこ保育ルーム (一時保育ルーム)**  
あかし総合窓口やこども健康センター等をご利用の際や、観光・レジャー、冠婚葬祭、育児の疲れなどの場合に、お子様を一時的にお預かりします。  
対象 生後6ヶ月以上の未就学児童  
開所時間 9:00～17:00  
休所日 年末年始(12/29～1/3) 臨時休所日(年2・3回)。日程未定。決まり次第お知らせします。HPをご覧ください。(土・日・祝日も開所します)

**ここにこ保育ルーム (一時保育ルーム)**  
無料Wi-Fi、音楽スタジオ、ダンススタジオを完備。中高生世代の自主的な活動をサポートします。  
対象 主に中高生世代 開所時間 9:00～21:00  
休所日 毎月最終水曜(最終水曜が祝日・12/29～31の場合はその前週水曜)※学校長期休業中は開所年末年始(12/29～1/3)



あかし子育て支援センター



にこにこ保育ルーム  
(一時保育ルーム)



明石たこ大使さかなクンの  
ギョギョ工作ルーム



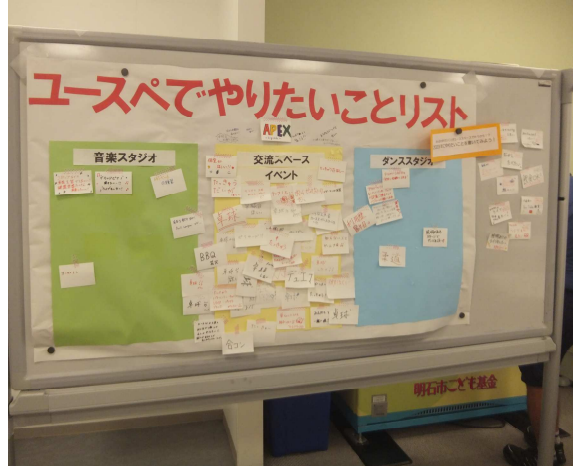
こども健康センター



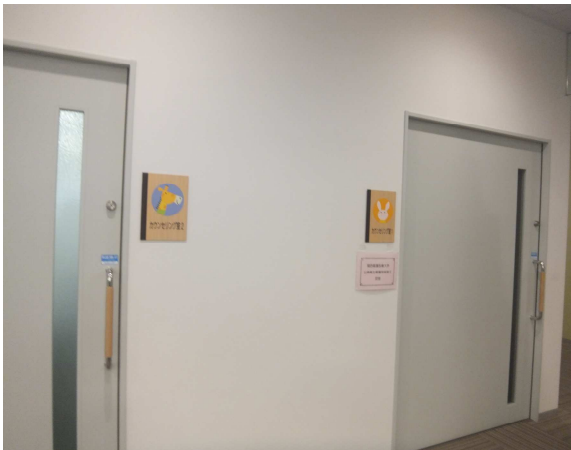
親子交流スペース ハレハレ



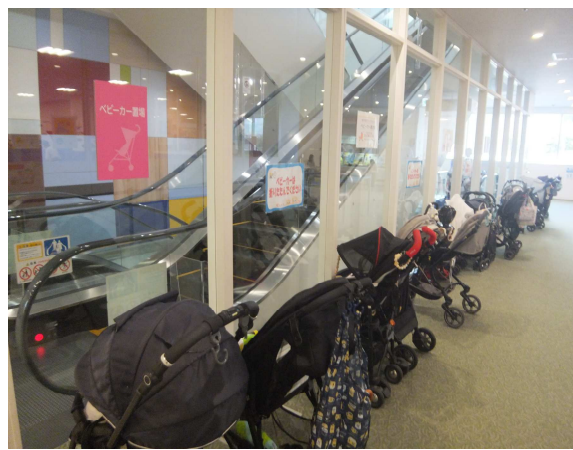




中高生世代交流施設 AKASHI  
ユーススペース



カウンセリング室



ベビーカー置場

### Ⅲ 兵庫県西宮市

#### 1 西宮市の概要

市制施行	大正 14 年 4 月 1 日
人 口	483,559 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）
世 帯 数	219,613 世帯
面 積	100.18 km <sup>2</sup>
産業別人口比率	第 1 次 0.3% 第 2 次 17.7% 第 3 次 78.8%
財 政	令和 5 年度一般会計予算 195,231,848 千円 （歳入内訳：市税 46.1%、地方交付税 2.6%、国庫支出金 19.2%、市債 4.9%、その他 27.2%） 特別会計予算（8 会計） 90,624,498 千円

西宮市（にしのみやし）は、兵庫県の南東部、阪神地域の中央に位置し、総面積 100.18 平方キロメートルに及ぶ南北に長い市域は、北部の山地部と南部の平野部に分かれている。古くは西国街道と中国街道が会合する交通の要塞であったことから宿場町として、また福の神「えべっさん」（西宮神社）の門前町として栄えてきており、春夏の高校野球全国大会の決勝が開催される、高校球児の聖地「甲子園球場」があるまちとしても有名である。

昭和 38 年 11 月に、物・心ともに豊かな真に住みよい「文教都市西宮」を目指し、“文教住宅都市宣言”を行い、平成 15 年 12 月には全国に先駆けて“環境学習都市宣言”を行い、環境学習を軸に、市民、事業者、行政が協働してまちづくりを推進している。

#### 2 市議会の構成等

- (1) 議員定数（現員数） 41 人（41 人）
- (2) 議会費（構成比） 令和 5 年度一般会計予算 885,082 千円（0.5%）
- (3) 政務活動費 一人当たり年額 144 万円
- (4) 委員会構成（現員数）
  - ・ 常任委員会 総務常任委員会（8 人）、民生常任委員会（8 人）、健康福祉常任委員会（8 人）、教育こども常任委員会（8 人）、建設常任委員会（8 人）
  - ・ 議会運営委員会（10 人）
  - ・ 特別委員会 予算特別委員会・決算特別委員会（40 人）
  - ・ 広報委員会（6 名）
- (5) 議会事務局職員数 18 人

### 3 連携校型合同部活動について

□ 説明 西宮市教育委員会学校教育課 木田重果 課長ほか2名

#### ○ 西宮型部活動の地域移行に向けて

##### (1) 部活動等の状況

###### ・学校

中学校 19校、義務教育学校 1校 計20校

生徒数 10,888人

###### ・部活動数

運動部 283部（入部者数 6,663人）

文化部 149部（入部者数 2,705人）

###### （主な部活動）

陸上競技、水泳、柔道、剣道、バスケットボール、サッカー、バレーボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、ソフトボール、バドミントン、吹奏楽、コーラス、太鼓

##### (2) 実践研究の取組（令和3年度・令和4年度実践研究）

###### ア 休日の部活動の段階的な地域移行

###### 〔西宮浜地区地域連携型部活動〕

人口島にある西宮浜義務教育学校をモデル校とし、地域スポーツ団体と連携して活動する。

###### ① 具体的方策

・ 休日に活動をする場合は、地域スポーツ団体で活動を行う。

###### ② 現状と課題

・ 生徒数が減少する中、限られた教員数でも十分な指導体制が維持できるよう、持続可能な活動体制を構築する必要がある。

・ 生徒が地域でスポーツ活動ができる場を保障するとともに、地域スポーツ活動の活性化を図る必要がある。

###### イ 合理的で効率的な部活動の推進

###### 〔連携校型合同部活動〕

浜甲子園南中学校、高須中学校、鳴尾南中学校、この3校の中学校が半径400メートル以内にある立地を生かし、自校にはないが、自分のやりたい部活動が3校の中にある場合や、部員の少ない部活動が学校の枠を超えて、合同で部活動ができるように整備する。

令和3年度に5部活動で先行実施、令和4年度に全運動部で実施した。

部活動	浜甲子園	高須	鳴尾南
野球		○	○
陸上競技	○		○
水泳	○	○	○
サッカー	○	○	○
ソフトテニス (女)	○	○	
柔道		○	○
バレーボール (男)	○	○	○

### (3) 地域活動型モデル

各学校、地域の実情・実態に応じた活動を実施する。

#### ア 単独型地域活動

- ・ 学校単独で地域指導者と連携して運営

#### イ 合同型地域活動

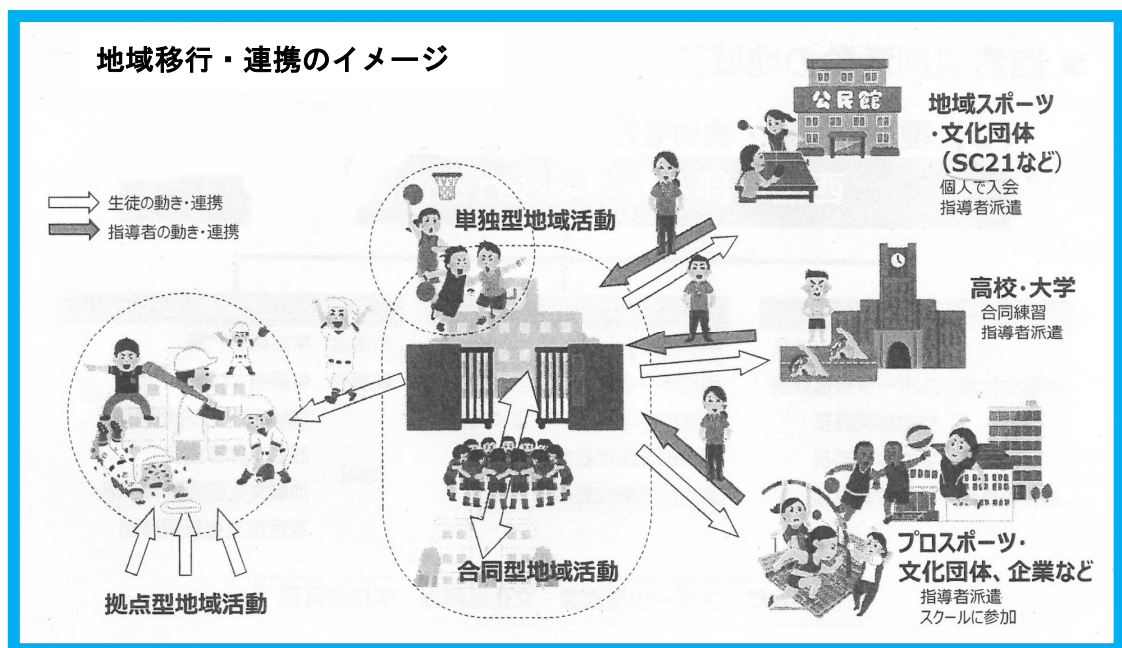
- ・ 複数の学校が連携するとともに、地域指導者とも連携して運営
- ・ 比較的、生徒数が少ない学校同士を想定

#### ウ 拠点型地域活動

- ・ 拠点となる学校で地域指導者と連携して運営
- ・ 自校で活動できない生徒が拠点校に集うことを想定

#### エ 完全地域移行

- ・ 地域スポーツ団体が設置・運営



#### (4) 西宮型部活動地域移行の方向性

- ・ 少子化の中でも生涯にわたり、生徒がスポーツ活動や文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
- ・ 人間教育を基礎とした、スポーツ活動や文化芸術活動を継承・発展させ、さらに地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう環境を整える。
- ・ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境との一体的な整備を図り、西宮市のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消する。

#### [主な質疑応答]

##### Q. 連携校型合同部活動の成果と課題について

A. 成果は、生徒の部活動の選択肢が広がり、幅広い活動の機会を確保することができたことと、必要な顧問数を削減することができ、教員の働き方改革の一助とすることができたことである。

課題は、中学校体育連盟が主催する大会に参加する場合、それぞれ制約や決まりがあり、それに応じた対応が求められることと、3校の間で行事日程を調整する必要があるため、生徒の情報も学校間で連携して行う必要があるため、連携担当は新たな業務が増えたことである。

Q. 学校部活動からの地域移行については、指導者、活動場所、保護者の負担増（経済的、送迎）などが考えられるが、関係者の協議の場はどのようにしているのか。

A. 「西宮市部活動地域移行推進協議会」を開催して、検討していく。また、西宮市中学校体育連盟と連携しながら検討の素案をつくっていく予定である。

##### Q. 地域移行に係る経済的支援について

A. 現在、「西宮市部活動地域移行推進協議会」の検討課題の一つとして捉えている。何らかの公的支援が必要とは考えているが、「何を」「どのあたりまで」は、今後の検討になる。

Q. 国では地域移行について、まず休日の地域移行ということで進めているが、段階的な移行のスケジュールとしてどのように考えているか。

A. 令和5年度から6年度にかけて、連携校型合同部活動及び拠点校部活動を拡充していき、中学校体育連盟専門部、中学校音楽連盟などを中心に各部や近隣校の状況、活動場所の立地条件等を踏まえ、部活動の統廃合の原案を検討する。令和7年度から連携校型合同部活動・拠点校部活動による活動に移行し、令和7年度末には学校管理課で実施している部活動を整理して、令和8年度からは

学校管理外の地域活動としていく構想である。

- Q.** 部活動が地域に移行され、学校活動から離れた場合、今まで部活動を指導していた教員は部活動の指導に当たることはできないのか。
- A.** 部活動指導をやりたくて教員になった方もいる。そのため、兼職兼業の手続きを経て、教員も指導に関われるようにしたい。そもそも一気に地域に移行するものではなく、緩やかに移行していくために、教員がかかわりながら地域に移行していけるようにしたいと考えている。
- Q.** 中学校体育連盟での連携校型部活動の取扱いはどうなっているのか。中学校総合体育大会の県大会や全国大会等に参加できるのか。
- A.** 中学校体育連盟の規定は、大会参加の扱いについてのみ関係するものであり、平素の練習等においては合同練習と扱いは変わらない。
- 大会には「複数校合同方式」、「拠点校部活動」、「地域クラブ活動」のいずれかを選択し出場しており、中学校体育連盟に申請し、認められれば県大会などの上位大会にも出場している。また、上位大会では認められないが、市内大会においてのみ任意のチーム名（野球：サザン西宮オールスターズ、女子バスケット：高須・浜甲子園中学校）が使用できるようにしている。
- Q.** 教職員の兼業の話があったが、指導者が公務員の場合の報酬について、規則の変更等はあるのか。
- A.** 国がどう考えるかというところかと思うが、やはり同じ指導をされていて公務員だからもらえないとなると、今と一緒にになってしまうと思うので、おそらくその辺りをしないと駄目だと思う。
- Q.** 西宮市役所職員にも指導員をしている方が多くいると思うが、公務員も兼業の手続きが認められているのか。
- A.** 所属する企業なり、公務員だったら所属する自治体の考えによると思う。

## ○ 所感

当市でも、ある程度地域に合わせた活動の型を意識しながら移行していき、学校規模が小さくなれば、合同型に移行するなど流動的にしていく。地域移行だからと一気に進めるのではなく、段階を追って、状況を見ながら進めていくことが必要だと感じた。

地域移行は、現場だけでは対応できることではなく、指導者の確立や体制をつくっていくためには、どうしても予算を確保しなければ進められない。やはり地域全体で取り組まなければ進まないと感じた。





視察の様子



議場にて

以上、令和5年8月21日～23日に実施しました、教育福祉常任委員会行政視察の報告書といたします。

令和5年9月

大船渡市議会議長 三浦 隆 様

教育福祉常任委員長 東 堅 市